

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第44号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中「および第2項の」を「から第3項までおよび第5項の」に改  
める。

第23条第2号中「および勤務日ごとの勤務時間」および「（以下「定年  
前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条  
において同じ」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1  
項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項  
に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30  
分を単位として行うものとする。

第24条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、  
同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同  
条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承  
認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる  
場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を  
承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、  
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年  
4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間  
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をする場合における改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の規定による改正後の」および「（以下この項において「新育児休業条例」という。）」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務の職を占める職員」に、「新育児休業条例の」を「同条例の」に改める。